

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さま、労働保険の成立手続はお済みですか？

**労働者を一人でも雇用していれば、労働保険
に加入する必要があります。**

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。

お問合せ

労災保険については、労働基準監督署へ

雇用保険については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記アドレス）では、労働保険に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を記載しております。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇 用 保 険 課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>